

最新情報はこちら

計量制度見直しの最新情報

Check!



経済産業省計量行政室(計量制度見直し)

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/000_keiryu_minaoshi.html

8.計量法についての知識

計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として定められた法律です。

この法律を守ることにより平等で正確な取引または証明を行うことができます。

特定計量器と検定について

【特定計量器】

計量法で規制の対象となる計量器は計量法施行令で指定され「特定計量器」と呼ばれています。

【検定】

特定計量器の「構造」と「器差」について、特定計量器検定検査規則(省令)で定める技術基準への適合性を国・都道府県・指定検定機関などが確認する計量法上の検査のことを言います。

(大和グループ検定機関は、この指定検定機関に該当します)

※取引・証明に使われる自動捕捉式はかりは平成29年の法改正で特定計量器へ追加され(計量法施行令第2条関係)、検定を実施することとなりました。(検定の有効期間は通常2年、適正計量管理事業所は6年)

【正確な計量】

計量法第10条では、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者に、正確に計量をするよう努めることを義務づけています。(正確計量の努力義務)

※法定計量単位とは…計量法の規定により、取引・証明に用いることができるとして定められた計量単位である。法定計量単位以外の計量単位は「非法定計量単位」であり、取引・証明に使用することは禁止されている。

お問合せ先はこちら

弊社相談窓口



本資料に関する技術的なご相談窓口

078-918-5544 自動機器開発課



自動捕捉式はかりの検定に関するご相談窓口

078-918-6605 大和グループ検定機関



verification@yamato-scale.co.jp

URL : yamato-scale.co.jp/support/verification/



メールによるお問合わせ

hanki@yamato-scale.co.jp

お気軽にご相談ください